

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書				事業 年度	・ ・	法人 名	
過去適用事業年度	過去当初申告税 額控除額 (過去適用事業 年度の第20号の 4様式の⑪)	税額控除額 (過去適用事業 年度の第20号の 4様式の⑩)	②につき法第321 条の8第43項に より対象前各事 業年度の法人税 割額に加算した 金額	②につき法第321 条の8第42項に より対象前各事 業年度の法人税割 額から控除した 金額	調整後過去税額 控除額 ②+③-④	⑤>①の場合	①>⑤の場合
	①	②	③	④	⑤	税額控除不足額 相当額 (⑤-①)又は当 初申告税額控除 不足額相当額	税額控除超過額 相当額 (①-⑤)又は当 初申告税額控除 超過額相当額
・ ・	円	円	円	円	円	円	円
・ ・							
・ ・							
・ ・							
・ ・							
・ ・							
・ ・							
計						⑧	⑨
各市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細							
政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無				有 ・ 無			
事 務 所 又 は 事 業 所				従業者数又は補 正後の従業者数	各市町村ごとに 加算する税額控 除超過額相当額		
名 称	所 在 地				⑩		
				人	円		
合 計							

第20号の4様式別表7記載要領

- 1 この明細書は、通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいい、通算法人であった法人を含む。以下この記載要領において同じ。)が法第321条の8第42項又は第43項(これらの規定を同条第47項及び第48項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式の申告書、第20号の4様式の明細書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。
- 2 「税額控除不足額相当額(⑤－①)又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 通算法人の対象事業年度(法第321条の8第42項に規定する対象事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)について同条第44項の規定の適用を受ける場合(②に規定する既に修正申告等があった場合を除く。)には、「(⑤－①)又は」を抹消すること。
 - (2) 既に通算法人の対象事業年度について法第321条の8第45項の規定を適用して同条第34項に規定する申告書の提出又は法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正がされていた場合において、当該対象事業年度につき法第321条の8第44項の規定の適用を受けるとき(以下この記載要領において「既に修正申告等があった場合」という。)は、当該申告書又は当該更正のうち、最も新しいもの(以下この記載要領において「直近修正申告書等」という。)に基づき「税額控除不足額相当額(⑤－①)又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄の金額として計算される金額を記載すること。
 - (3) (1)に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消すること。
- 3 「税額控除超過額相当額(①－⑤)又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 通算法人の対象事業年度について法第321条の8第44項の規定の適用を受ける場合(既に修正申告等があった場合を除く。)には、「(①－⑤)又は」を抹消すること。
 - (2) 既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき「税額控除超過額相当額(①－⑤)又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄の金額として計算される金額を記載すること。
 - (3) (1)に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。
- 4 過去適用事業年度(法第321条の8第42項に規定する過去適用事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)の同項に規定する過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した第20号の4様式及び同様式別表1から別表6までの明細書並びに過去適用事業年度の税額控除額(同条第39項に規定する税額控除額をいう。)の控除に関する事項を記載した同様式及び同様式別表1から別表6までの明細書を添付すること。